（第十管区海上保安本部警備救難部救難課長）同　原　敦
大分海上保安部佐伯海上保安署長に転任させる
（銚子海上保安部勝浦海上保安署長）同　藤田　忠
銚子海上保安部次長に配置換する
（茨城海上保安部警備救難課長）同　吉田視公人
銚子海上保安部勝浦海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（新潟海上保安部上越海上保安署長）同　関口　進
清水海上保安部次長に配置換する
直江津港長を免ずる
（福岡海上保安部巡視船はかた通信長）同　森田　勇
新潟海上保安部上越海上保安署長に転任させる
直江津港長を命ずる
（舞鶴海上保安部香住海上保安署長）同　後藤　紀夫
姫路海上保安部次長に配置換する
（新潟海上保安部巡視船えちご首席機関士）同　酒井　正史
舞鶴海上保安部香住海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（広島海上保安部柳井海上保安署長）同　松本　達男
松山海上保安部次長に配置換する
柳井港長を免ずる
（広島海上保安部岩国海上保安署次長）同　岡内　数善
広島海上保安部柳井海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
柳井港長を命ずる
（尾道海上保安部福山海上保安署長）同　竹井　靖人
門司海上保安部次長に配置換する
福山港長を免ずる
（第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長）同　坪木　隆裕
尾道海上保安部福山海上保安署長に転任させる
福山港長を命ずる
（門司海上保安部宇部海上保安署長）同　日高　光生
宇部港長を免ずる
（長崎海上保安部五島海上保安署次長）同　是石　憲明
門司海上保安部宇部海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
宇部港長を命ずる
（唐津海上保安部伊万里海上保安署長）同　田口　修一
大分海上保安部次長に配置換する
伊万里港長を免ずる
（唐津海上保安部壱岐海上保安署長）同　山下　敏文
唐津海上保安部伊万里海上保安署長に配置換する
伊万里港長を命ずる
（長崎海上保安部交通課長）同　矢上　憲昭
唐津海上保安部壱岐海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（門司海上保安部下関海上保安署長）同　江頭　正人
境海上保安部次長に配置換する
（今治海上保安部次長）同　河野　知太
門司海上保安部下関海上保安署長に配置換する
（熊本海上保安部天草海上保安署長）同　若松　善久
宮崎海上保安部次長に配置換する
（奄美海上保安部古仁屋海上保安署長）同　迫田　忠治
熊本海上保安部天草海上保安署長に配置換する
（第十管区海上保安本部警備救難部刑事課専門官）同　久保　清文
奄美海上保安部古仁屋海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（境海上保安部隠岐海上保安署長）同　長道　克己
石垣海上保安部次長に配置換する
（宮城海上保安部巡視船ざおう航空長）同　小野寺正則
境海上保安部隠岐海上保安署長に転任させる
（紋別海上保安部網走海上保安署次長）同　堀　敏朗
函館海上保安部江差海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（田辺海上保安部串本海上保安署長）同　塔本　吉夫
大阪海上保安監部岸和田海上保安署長に配置換する
阪南港長を命ずる
（大阪海上保安監部岸和田海上保安署長）同　河野　廣志
田辺海上保安部串本海上保安署長に配置換する
阪南港長を免ずる
（第五管区海上保安本部警備救難部刑事課長）同　片岡　芳尚
神戸海上保安部西宮海上保安署長に転任させる
（第十一管区海上保安本部総務課長）同　木村　栄宏
敦賀海上保安部福井海上保安署長に転任させる
福井港長を命ずる
（新潟海上保安部上越海上保安署次長）同　髙野　成二
新潟海上保安部佐渡海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
両津港長を命ずる
（宮崎海上保安部細島海上保安署長）同　白澤　節範
宮崎海上保安部日向海上保安署長に配置換する
（名古屋海上保安部三河海上保安署長）同　永冨　裕志
徳山海上保安部次長に配置換する
三河港長を免ずる
（名古屋海上保安部衣浦海上保安署長）同　山梶　修
名古屋海上保安部三河海上保安署長に配置換する
三河港長を命ずる
衣浦港長を免ずる
（第四管区海上保安本部警備救難部刑事課鑑識官）同　出口　清友
名古屋海上保安部衣浦海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
衣浦港長を命ずる
（室蘭海上保安部苫小牧海上保安署長）同　中村　貴人
釧路海上保安部巡視船いしかり船長に転任させる
苫小牧港長を免ずる
（第十管区海上保安本部鹿児島航空基地次長）同　米川　弘晃
室蘭海上保安部苫小牧海上保安署長に配置換する
二等海上保安監を命ずる
苫小牧港長を命ずる
（根室海上保安部羅臼海上保安署長）同　阿部　三郎
福島海上保安部巡視船なつじ船長に転任させる
（第六管区海上保安本部警備救難部次長）同　宮濱　忍
根室海上保安部羅臼海上保安署長に転任させる
（大阪海上保安監部堺海上保安署長）同　田原　稔啓
松山海上保安部巡視船いさづ船長に転任させる
（松山海上保安部巡視船いさづ船長）同　近藤　賢二
大阪海上保安監部堺海上保安署長に転任させる
（今治海上保安部新居浜海上保安署長）同　能勢　誠
尾道海上保安部次長に配置換する
新居浜港長を免ずる
（今治海上保安部警備救難課長）同　寺田　昭人
今治海上保安部新居浜海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
新居浜港長を命ずる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の一部の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。
平成二十二年四月十六日
金融庁長官　三國谷勝範
認可日　平成二十二年三月三十一日

個人情報保護指針

（目的）
第１条　この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月２日閣議決定。平成20年４月25日一部変更。平成21年９月１日一部変更。以下「基本方針」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年金融庁告示第63号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、協会員の貸金業及びそれに付随する業務（以下、「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。